

熊本県公安委員会公告第63号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定（以下「検定」という。）に関し、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第2号に該当する者（以下「2号該当者」という。）として検定規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）を受けようとする者に対する1級検定受検資格認定を次のとおり実施する。

平成18年6月19日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 1級検定受検資格認定の申請に必要な資格の内容

検定を受けようとする警備業務の種別について、検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けており、かつ、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項の表に規定する警備業務に係る同条第2項に規定する2級検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であること。

2 1級検定受検資格認定申請の対象者

1級検定受検資格認定は、次に掲げる条件をすべて満たす者について行う。

- (1) 1の資格を有する者で、2号該当者として1級検定を受けようとするもの
- (2) 熊本県内に住所地を有する者又は熊本県内の営業所に属する警備員

3 1級検定受検資格認定の申請受付開始日及び受付時間

(1) 申請受付開始日

平成18年6月19日（月）から当分の間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請受付時間

午前9時30分から午後5時まで

4 1級検定受検資格認定申請書の提出先

申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

5 提出書類

- (1) 1級検定受検資格認定申請書1通
- (2) 当該警備業務の種別に係る2級検定の合格証明書の写し
- (3) 当該警備業務の種別に係る旧2級検定の合格証の写し
- (4) 当該警備業務の種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）。ただし、警備業者の廃業など、警備業務従事証明書を提出すること

ができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、
1級検定受検資格を有することを誓約する書面及び履歴書を提出すること。

6 1級検定受検資格認定書の交付

1級検定受検資格を認定する者に対しては、1級検定受検資格認定書を交付する。

7 その他

- (1) 申請は、申請者本人が行うものとする。(郵送による申請は受け付けない。)ただし、やむを得ない事情等により、代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を提出すること。
- (2) 1級検定受検資格認定申請に関する問い合わせについては、熊本県警察本部生活環境課(電話096-381-0110 内線3188・3189)に行うこと。